

# 10 学費納入規程

## (目的)

第1条 学費の納入については、学則に定めるほか、この規程の定めるところによる。

## (学費の内訳)

第2条 学費とは、入学金・授業料・施設拡充費・教育充実費及び実験実習費のほか、パイロットコースの操縦設備費及び航空整備士コースの訓練設備費とする。ただし、必要に応じて他の納付金を徴収することがある。なお、学費には消費税は課税されない。

## (学費の額)

第3条 新入生の学費の額は、別に示す。

## (学費の納期及び納入期限)

第4条 学費の納期及び納入期限は次のとおりとする。

納期	キャンパス区分	新入生	在学生
前期納入期限	鹿児島	入学手続時	4月15日
	東京上野		
後期納入期限	鹿児島 東京上野	10月15日	10月15日

2 納入最終日が休業日にあたる場合は、その翌日を納入期限とすることができる。

## (再入学者の学費)

第5条 学則第37条により再入学を許可された者の学費は、第2条によるものとし、納期及び納入期限は第4条のとおりとする。

2 再入学者の入学金及び施設充実費は、それぞれの既納額と当該再入学年度の額との差額とする。  
(納入方法)

第6条 学費の納入は、本学所定の振込用紙によって、第4条の期日までに指定銀行に振り込むものとする。やむを得ない事由があるときは、現金書留、その他適当な方法によって、直接法人事務局経理課窓口に納入することができる。

## (延納・分納)

第7条 次の各号の一に該当する者で、やむを得ない事情により、第4条に定める納入期限までに所定学費を納入できない場合は、申請により学費の延納又は分納を許可することができる。

- (1) 学費支弁者が、不慮の災害を受け支払が困難となったとき。
- (2) 勤労学生で、期限までに支払が困難であると認められるとき。
- (3) その他、やむを得ない事由があると認められたとき。

## (延納・分納の手続き)

第8条 前条に該当し延納・分納を希望する者は、各納入期限の10日前までに「学費(延納・分納)願い書」に事由を具し、必要な場合はその事由を証明する書類を添えて、大学教学課長に提出し、受領した教学課長は、事務長の審査及び所見の記入を経て、法人事務局経理課長に提出するものとする。

2 法人事務局経理課長は、理事長の許可を得た後、許可された願い書・許可書を大学事務長に返

却するものとする。

3 法人事務局経理課長及び大学事務長は、それぞれ複写を保管し、願い書・許可書は、大学教学課長から該当学生に手交するものとする。

(延納・分納の納入期限)

第9条 延納・分納を許可された者の学費の納入期限は、原則として各納期に係る期間内とし、当該年度の学費は年度内に完納するものとする。ただし、年度を超える場合は、別途順序を経て理事長へ申し出るものとする。

(延納・分納許可取消)

第10条 延納・分納を許可された者で、虚偽の申し出により許可を受けたことが明らかになった場合は、許可の取消しを行う。

(学費の滞納)

第11条 学費を第4条、第5条及び第9条に定める期日までに納入しない者は、各納入期限経過後30日の猶予期間を経て、学則第52条第2号により除籍とする。

(休学者の学費)

第12条 休学を許可された者は、学則第53条第2項に規定する在籍料を収めるものとする。

(研究生の学費)

第13条 研究生として在籍を許可された者は、学則第53条第1項(別紙第6)及び第3項に規定する在籍料を収めるものとする。

(入学辞退者に対する学費返戻の特例)

第14条 学則第54条第3項の規定にかかわらず試験入学者(推薦入学者を除く)にして入学手続き後指定する日までに入学辞退届を提出した者には、納入済学費のうち入学金を除いた額を返戻する。

## 附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
24. この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
25. この規程は、平成30年4月1日から改正施行する。
26. この規定は、令和2年4月1日から改正施行する。